

## 日豪 EPA 農林水産品の合意内容

### 1. 物品市場アクセス

#### ○コメ

- ・ 関税撤廃等の対象から除外

#### ○小麦

- ・ 食糧用: 将来の見直し
- ・ 飼料用: 食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。

#### ○牛肉

- ・ 冷凍: 段階的に関税を削減し、18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
  - ・ 1年目 30.5%、2年目 28.5%、3年目 27.5%。
  - ・ 3年目 27.5%から12年目 25.0%まで直線的に削減。
  - ・ 12年目 25.0%から18年目 19.5%まで直線的に削減。
- ・ 冷蔵: 段階的に関税を削減し、15年目に23.5%まで削減(約4割削減)
  - ・ 1年目 32.5%、2年目 31.5%、3年目 30.5%。
  - ・ 3年目 30.5%から15年目 23.5%まで直線的に削減。
- ・ 豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に譲許税率を引き上げる数量セーフガードを導入。
  - ・ 措置内容  
牛肉について、豪州からの輸入数量を発動基準とする数量セーフガードを導入。  
数量セーフガードは、冷凍牛肉と冷蔵牛肉の区分毎に発動。
  - ・ 発動基準  
冷凍: (初年度) 19.5万トン → (10年目) 21.0万トン  
冷蔵: (初年度) 13.0万トン → (10年目) 14.5万トン

(参考: 豪州からの牛肉の輸入量)

| 年度    | 20   | 21   | 22   | 23   | 24   | 平均   |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 輸入量合計 | 36.6 | 35.5 | 35.2 | 33.5 | 30.9 | 34.3 |
| 冷凍    | 20.2 | 19.1 | 19.8 | 20.2 | 18.1 | 19.5 |
| 冷蔵    | 16.3 | 16.4 | 15.4 | 13.3 | 12.7 | 14.8 |

(単位: 万トン)

- ・ 年度当初からの輸入数量の累計が発動基準数量を超過した翌々月の初日から当該年度の末日まで、EPA譲許税率をMFN税率(38.5%)に引き上げ。
- ・ 輸入数量の累計が発動基準数量を実際に超過してから、セーフガードが発動されるまでの間にEPA譲許税率の適用を受けた分の輸入数量は、翌年度の輸入数量に算入。

## ○乳製品

- ・ バター、脱脂粉乳: 将来の見直し
- ・ プロセスチーズ及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ、無糖ココア調製品: 一定量の国産品の使用要件を満たすことを条件にした関税割当を導入。
  - ・ 枠内の取り扱い
    - プロセスチーズ用 : 4,000トン→20,000トン(20年間かけて拡大)
    - シュレッドチーズ用: 1,000トン→5,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3.5]
    - 無糖ココア調製品 : 1,000トン→3,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3]
- ・ プロセスチーズ等: 関税割当を導入
  - ・ 枠内の取り扱い
    - プロセスチーズ: 50トン→100トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
    - おろし及び粉チーズ: 200トン→1,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の3割～半分に削減]
    - フローズンヨーグルト: 100トン→200トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
    - アイスクリーム: 180トン→2,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
- ・ ブルーチーズ: 10年間かけて関税を2割削減

## ○砂糖

- ・ 一般粗糖、精製糖: 将来の見直し
- ・ 高糖度粗糖: 精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定。

## ○その他の品目

- ・ 豪側の関心品目について、国内産業等への悪影響を及ぼさない範囲で、豪側と一定の合意。

## 2. 食料供給章

### (1) 輸出規制

- ① 重要な食料\*について、輸出国内の生産が不足した場合にも輸出規制を新設、維持しないように努める。
- ② 一方の締約国が、輸出国内で生産が不足した場合に行う GATT 第 11 条 2 で認められる輸出規制を適用しようとする場合には、
  - ・ 当該輸出規制を必要な範囲に限定するよう努め、
  - ・ 当該輸出規制を適用する前に、出来る限り早く、当該輸出規制を行う理由、当該輸出規制の性質及び予定適用期間を通報し、
  - ・ 他方の締約国の要請より、当該輸出規制に関する協議を行う
- ③ この協定の発効日から十年後に、重要な食料の輸出規制の導入・維持を回避する観点から、本条の規定について見直しを行う。

\* 本協定における「重要な食料」には、牛肉(くず肉含む)、粉乳・バター・チーズ等の乳製品、小麦・大麦、砂糖

### (2) 投資の促進及び円滑化

両締約国は、食料分野の投資を促進するため、関連する情報の照会・提供を行うコンタクト・ポイントを指定する。

### (3) 食料供給に関する協議

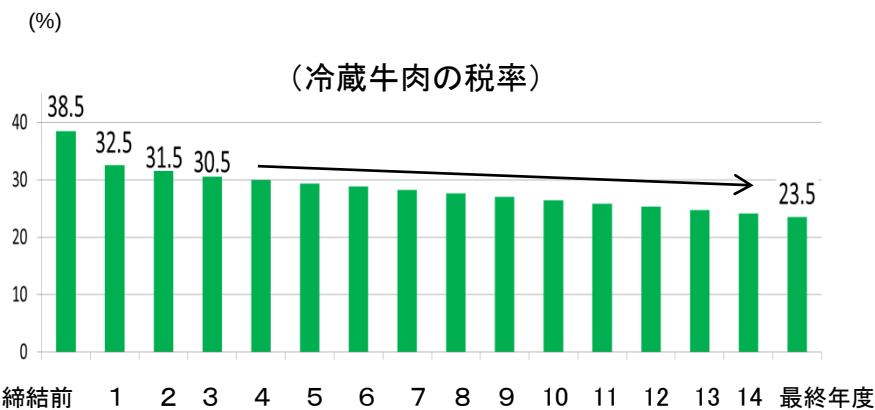
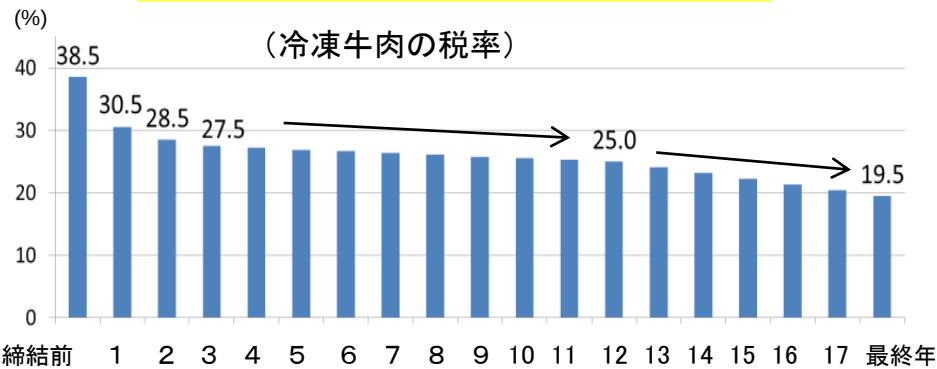
- ① 一方の締約国は、重要な食料の輸出量について著しい減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。
- ② 両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するとの観点から、①にいう事項に関し協議を行う。この協議には、必要に応じて民間団体を参加させることができる。

豪側の要求： 現行税率(38.5%)の撤廃ないし大幅な削減

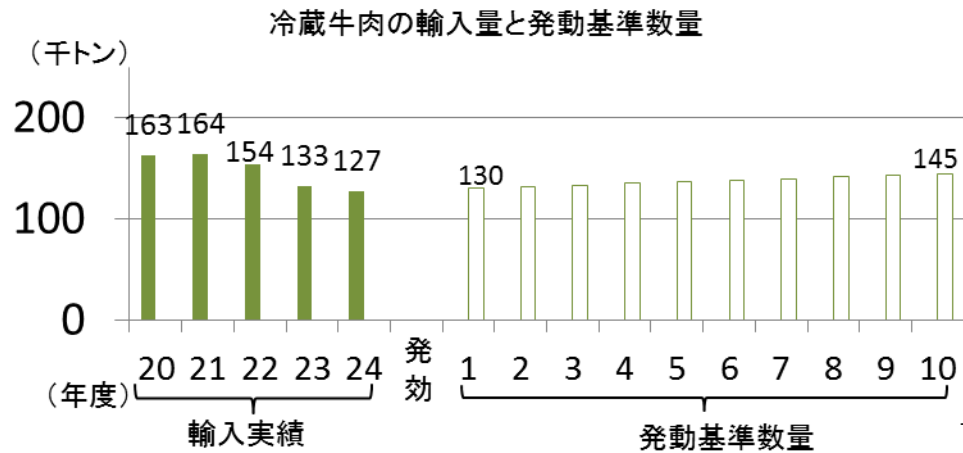
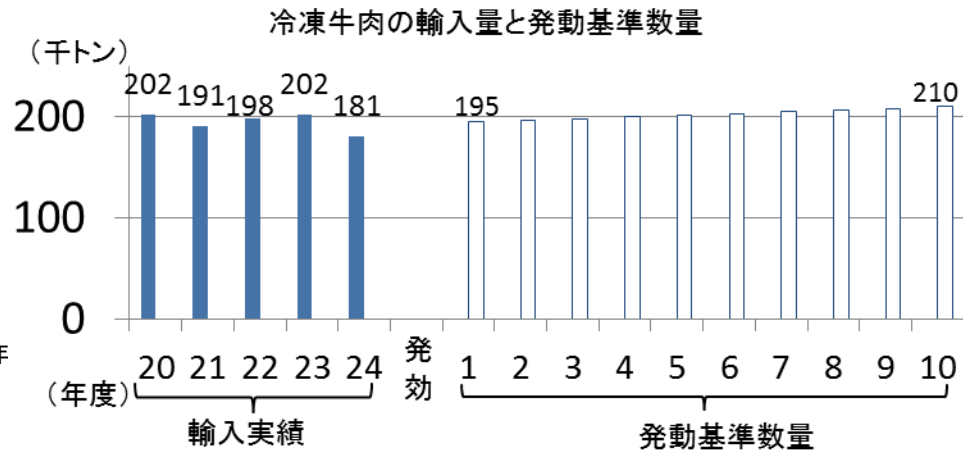
合意内容： 段階的関税削減 (冷凍)18年目に19.5%まで削減(約5割削減)  
(冷蔵)15年目に23.5%まで削減(約4割削減)

※ 豪州からの輸入量が発動基準数量を超えた場合に税率を38.5%に戻す数量セーフガードを導入。

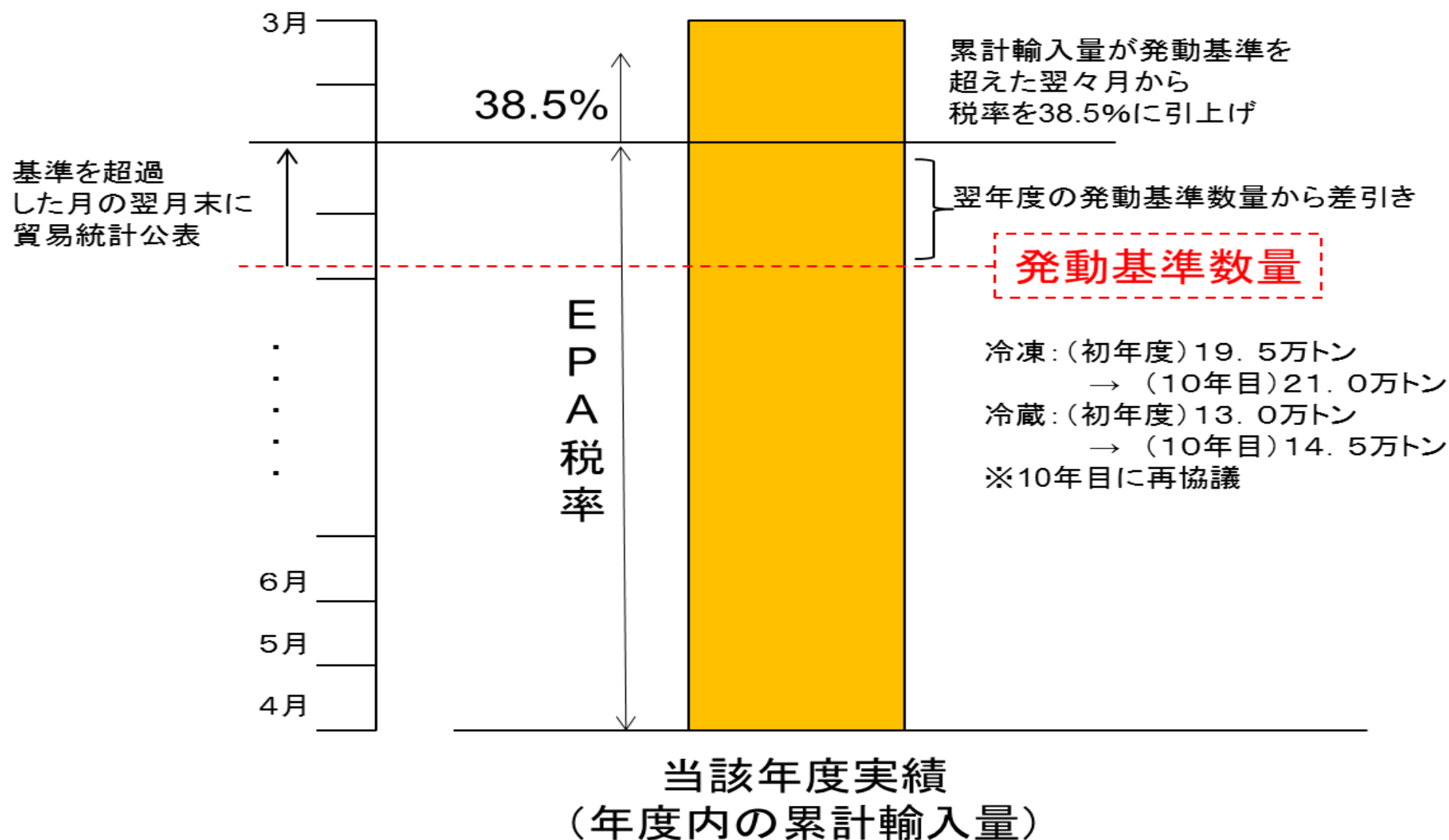
関税率は長期間かけて段階的に削減



低税率の適用は、近年の輸入量程度が上限



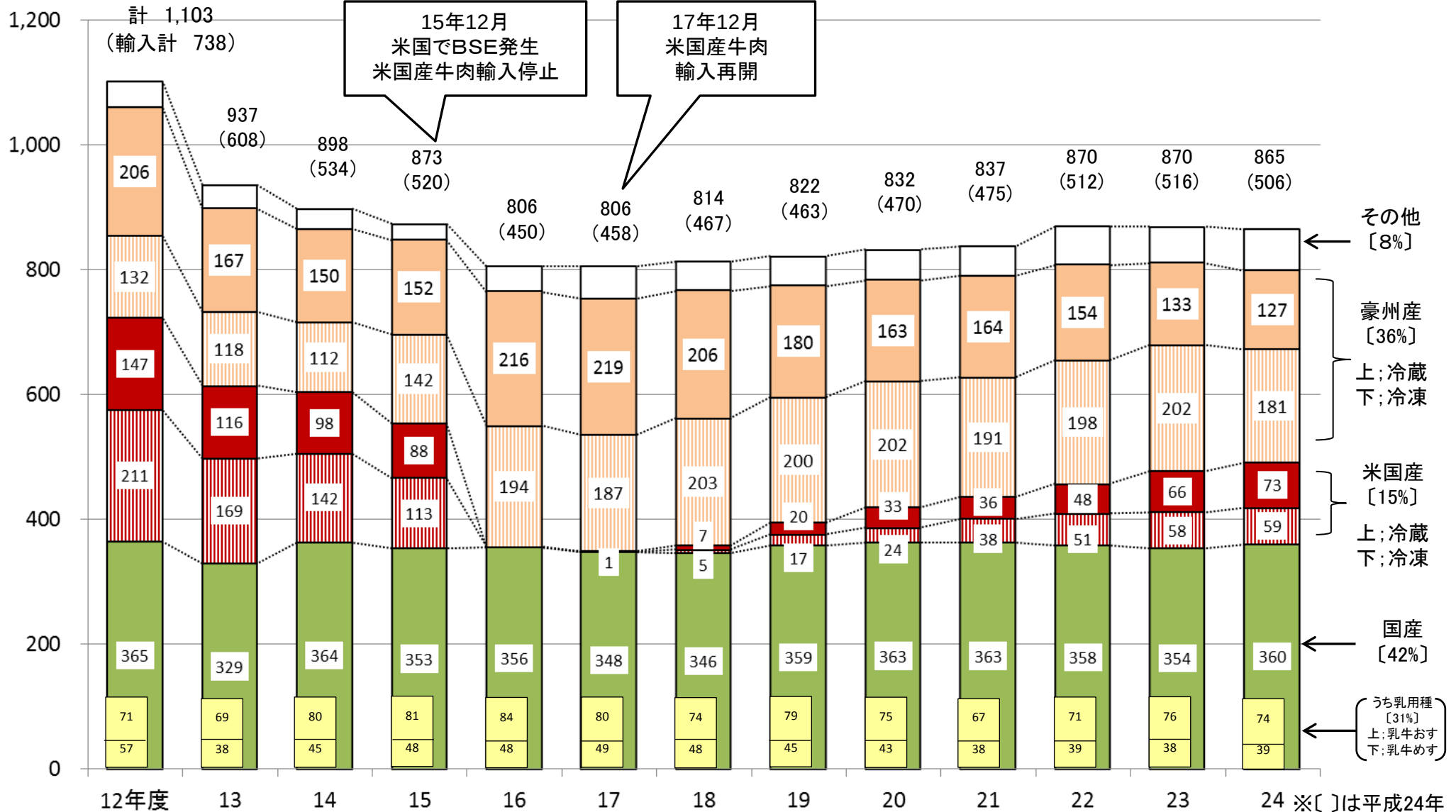
## 日豪EPA牛肉セーフガード措置の概要



# 牛肉の供給量

【12～24年度】

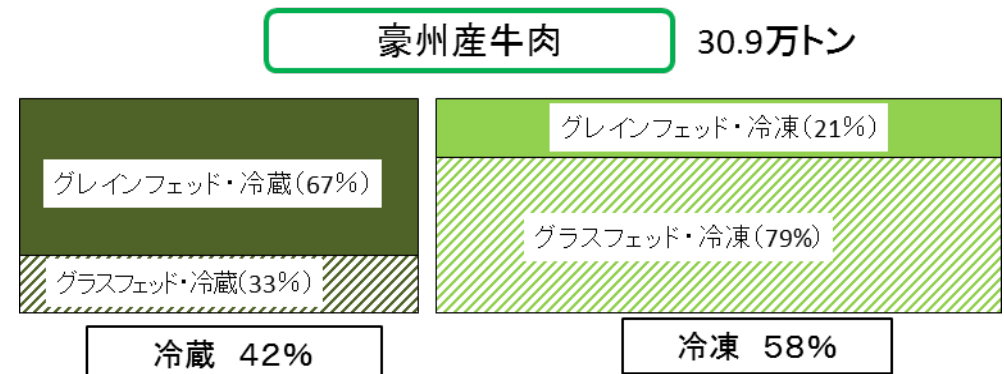
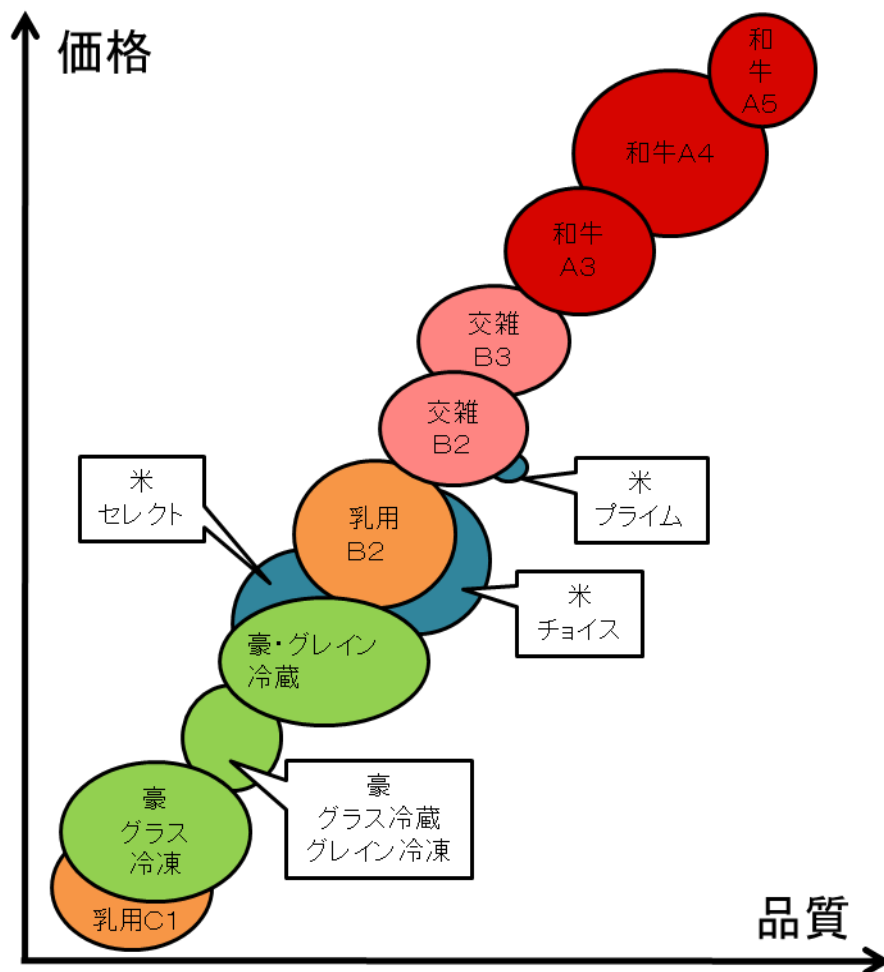
(千トン)



資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」  
注：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

# 豪州産牛肉の品質・価格

- 豪州から輸入される**冷蔵牛肉**は、穀物肥育(グレインフェッド)のものが約7割と多く、主に**米国産のチョイス・セレクト級と強く競合**。我が国の**乳用種B2とも若干競合**。
- 豪州から輸入される**冷凍牛肉**は、牧草肥育(グラスフェッド)のものが約8割と多く、**1等級の国産牛肉(乳用廃用牛)**と競合。



資料: MLA、業界聞き取り(米国産牛肉)  
 豪州産牛肉の割合は2012年、それ以外は2012年度

# 日豪EPAにおけるナチュラルチーズの合意内容の概要

## ①プロセスチーズ原料用



### 現状の制度

輸入枠6万トン(平成24年度)

|  |              |
|--|--------------|
|  | 豪州実績<br>3万トン |
|--|--------------|

- 輸入枠は、毎年度、国内需要見通しを勘案して設定(国別の枠は無い)
- 豪州からの輸入実績は約3万トン

関税割当数量:  
6万トン(うち豪州からの輸入実績:3万トン)

枠内税率:  
無税(国産:輸入=1:2.5)

## ②シュレッドチーズ原料用



### 現状の制度

輸入実績8万トン(平成24年度)

|  |                |
|--|----------------|
|  | 豪州実績<br>2.5万トン |
|--|----------------|

- シュレッド原料用は、現在、関税割当制度は無く、一般税率で輸入
- 豪州からの輸入実績は約2.5万トン

輸入数量:  
8万トン(うち豪州からの輸入実績:2.5万トン)

税率:29.8%

現在のチーズ消費量:29万トン → 10年後:33万トン(4万トン増加)

### 合意内容の概要

輸入枠6万トン

|  |  |     |
|--|--|-----|
|  |  | 特別枠 |
|--|--|-----|

- 豪州には特別枠(2万トン)を割当
- 国産:輸入=1:3.5

関税割当の拡充

- 豪州の特別枠数量2万トン(20年間かけて4千トンから2万トンまで上げていく)
- 枠内税率:一定比率での国産品の使用を要件に無税

### 合意内容の概要

輸入実績8万トン

|  |  |     |
|--|--|-----|
|  |  | 特別枠 |
|--|--|-----|

- 豪州には特別枠(5千トン)を割当
- 国産:輸入=1:3.5

関税割当の新設

- 豪州の特別枠数量5千トン(10年間かけて1千トンから5千トンまで上げていく)
- 枠内税率:一定比率での国産品の使用を要件に無税

## その他の乳製品の現状について

| 品目         | 現在の関税率                   | 国内の生産量<br>(平成24年度) | 輸入量<br>(平成24年度)        | うち豪州                     |
|------------|--------------------------|--------------------|------------------------|--------------------------|
|            |                          |                    |                        |                          |
| ブルーチーズ     | 29.8%                    | 5トン                | 900トン                  | 0トン                      |
| プロセスチーズ    | 40%                      | 11万トン              | 7,000トン                | 0トン                      |
| おろし及び粉チーズ  | 40%、26.3%                | 1,000トン未満          | 6,000トン                | 700トン                    |
| フローズンヨーグルト | 26.3%、29.8%              | 国内生産はほとんど無い        | 200トン                  | 10トン                     |
| アイスクリーム    | 21.0%、21.3%、29.8%        | 8万トン               | 9,000トン                | 800トン                    |
| 無糖ココア調製品   | 枠内(1:2.6):無税<br>枠外:21.3% | 6,000トン(粉乳)        | 枠内:1.2万トン<br>枠外:2.5万トン | 枠内:2,000トン<br>枠外:4,000トン |

注1:ブルーチーズの国内生産量は、平成19年度の数値

注2:アイスクリームの国内生産量は、約14万klをトン換算したもの

注3:無糖ココア調製品の抱き合わせ比率(1:2.6)は、国産粉乳:輸入無糖ココア調製品の比率

## ブルーチーズ

### 【概要】

青カビによって熟成させたナチュラルチーズ。表面ではなく内部にカビを繁殖させるのが特徴。代表的なのはロックフォール（フランス）、ゴルゴンゾーラ（イタリア）、スティルトン（イギリス）であり、これらは「世界三大ブルーチーズ」と呼ばれている。なお、我が国で流通しているブルーチーズの殆どはEU産。



### 【主な用途】

直接消費用（そのまま食す）

## プロセスチーズ

### 【概要】

ナチュラルチーズを粉砕、溶解及び乳化させたもの。

### 【主な用途】

直接消費用（そのまま食す）



## おろし及び粉チーズ

### 【概要】

チーズを粉砕またはおろしたもの。

### 【主な用途】

パスタ、グラタン等にかけて食す、製菓等への風味づけ



## フローズンヨーグルト

### 【概要】

ヨーグルトを主原料とした冷菓。アイスクリームに比べ低脂肪・低カロリー。さまざまなフレーバーの商品が提供されており、フルーツやチョコレートなど各種トッピングと合わせて食す。

### 【主な用途】

直接消費用  
（そのまま食す）



## アイスクリーム

### 【概要】

乳製品等の原料を混合し、凍結させたもの。

### 【主な用途】

直接消費用（そのまま食す）



## 無糖ココア調製品

### 【概要】

カカオ豆を摩砕したもの（カカオマス）に、粉乳を加えて混合した粉状の調製品。

### 【主な用途】

チョコレート用

【国産原料】

無糖ココア  
調製品



全脂粉乳  
脱脂粉乳  
等



# 日豪EPA交渉における砂糖分野の合意内容

- ・一般粗糖、精製糖：将来の見直し
- ・高糖度粗糖：精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定

| 現 行   |                  |          |           |
|-------|------------------|----------|-----------|
| 糖度    | 糖種               | 関税(円/kg) | 調整金(円/kg) |
| 99.5度 | 精製糖              | 21.5     | + 50.3    |
|       | 高糖度粗糖<br>(ハイポール) | 21.5     | + 36.9    |
| 98.5度 | 一般粗糖             | 無税       | + 35.2    |

(調整金単価は08年～10年の平均)

| 日豪EPA |                  |          |           |
|-------|------------------|----------|-----------|
| 糖度    | 糖種               | 関税(円/kg) | 調整金(円/kg) |
| 99.5度 | 精製糖              | 21.5     | + 50.3    |
|       | 高糖度粗糖<br>(ハイポール) | 21.5     | + 36.9    |
| 99.3度 | 高糖度粗糖<br>(ハイポール) | 無税       | + 36.1(※) |
| 98.5度 | 一般粗糖             | 無税       | + 35.2    |

(※)現時点での数値であり、今後、歩留りに応じて精査

## 【豪州産粗糖の糖度の引上げの影響】

沖縄県、鹿児島県、北海道の国内産糖の生産には影響しない

輸入粗糖：引き続き需給調整を実施  
(一定数量を超える輸入には2次調整金(24.6円/kg)を附加)

現行  
(24砂糖年度)  
供給量：200万トン

|              |                             |                       |
|--------------|-----------------------------|-----------------------|
| 国内産糖<br>68万t | 豪州産<br>一般粗糖<br>46万t         | タイ産 等<br>一般粗糖<br>86万t |
| 国内産糖<br>68万t | 豪州産<br>高糖度粗糖<br>(糖度99.3度未満) | タイ産 等<br>一般粗糖         |

豪州産がタイ産等を代替して輸入が拡大(想定)

(参考) 粗糖輸入国別シェア(24砂糖年度)タイ51%、豪州35%、フィリピン7%、その他7%

国内精製糖企業にとっては、精製効率の向上等のメリットも

- ・海外では高糖度粗糖の流通が一般的
- ・精製糖製造用に確実に仕向けられるよう工場指定等を措置



高糖度粗糖  
(糖度99.3度未満)

一般粗糖  
(糖度98.5度未満)

豪側の要求：小麦・大麦の関税割当（無税）

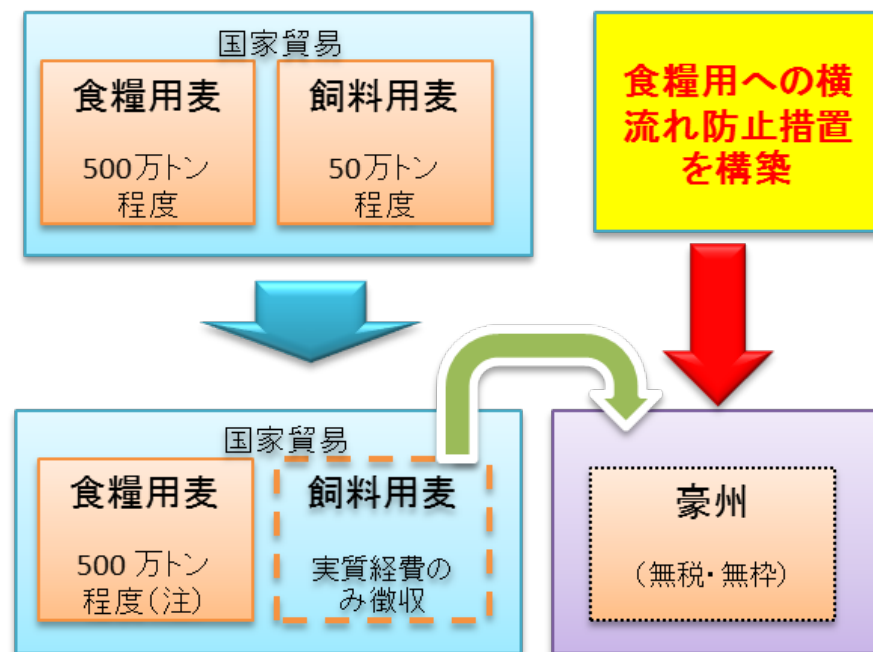
合意内容：飼料用麦の民間貿易化

- 食糧用麦は除外
- 食糧用麦への横流れを防止するため、民間貿易化に当たっては横流れ防止措置を構築

## 【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない（飼料用麦は国内生産がない）
- 国内産麦の振興財源・支援水準に影響しない（飼料用麦は現行でも国家貿易制度（全量SBS）の下で政府管理経費のみ徴収し、国内産麦の振興経費を徴収せず）
- 飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望

## ○飼料用小麦の民貿化イメージ



(注) 飼料用麦の民貿化に加え、豪州産食糧用小麦のうち、国内産小麦と競合しない2銘柄につき、SBS方式による船舶での輸入を可能とする。